

別表(第12条関係)

公文書の種類	写しの種類	費用の額
1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの(白黒で日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき5円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	当該印刷する費用に相当する額
3 写真フィルム又はスライドフィルム(9の項に該当するものを除く。)	印画紙に印画したもの	当該印画する費用に相当する額
4 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額
5 2の項から4の項まで及び9の項に掲げるもの以外のフィルム	町長が適当と認める方法によるもの	当該写しを作成する費用に相当する額
6 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき250円
7 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき300円
8 6の項、7の項及び9の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの(白黒で日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき5円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき60円
	その他の電磁的媒体に複写したもの又は町長が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額
9 スライドフィルム及び録音テープ(第8条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	ビデオカセットテープに複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額
備考 1の項又は8の項の複写機により用紙に複写する場合において、用紙の両面を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

マイクロフィルム…マイクロ写真に用いるフィルム
スライドフィルム…スライドプロジェクターに用いるフィルム
ビデオディスク…画像と音声の信号を記録したレコード状の円盤
フレキシブルディスクカートリッジ…フロッピーディスクの正式名称